

中野区教育委員会会議録

平成29年第4回臨時会

平成29年4月21日

中野区教育委員会

平成29年第4回中野区教育委員会臨時会

○日時

平成29年4月21日（金曜日）

開会 午前11時35分

閉会 午前11時55分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 久保 敬右

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

0人

○議事日程

[議決事件]

- (1) 第14号議案 中野区立小中学校再編計画（第2次）における統合新校の通学区
域の変更について

[協議事項]

- (1) 通学区域の変更及び指定校変更の取扱いについて（学校再編担当）

○議事経過

午前 11 時 35 分開会

田辺教育長

それでは、定足数に達しましたので、教育委員会第 4 回臨時会を開会いたします。

それでは議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

ここでお諮りします。本日の議決事件及び協議事項については、政策決定の過程における案件であり、教育行政の運営を公正に確保するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書きの規定に基づき会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることを決定しました。

(以下、非公開)

(平成 29 年第 4 回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下公開部分を公開)

<議決事件>

田辺教育長

議決事件第 14 号議案「中野区立小中学校再編計画（第 2 次）における統合新校の通学区域の変更について」を上程いたします。

初めに事務局より議案の説明をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、第 14 号議案についてご説明いたします。

提案理由でございますが、中野区立小中学校再編計画（第 2 次）における上高田小学校と新井小学校の統合新校の通学区域を変更する必要があるというものでございます。

次のページをご覧ください。こちらの新しい統合新校の通学区域は上高田二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、それから松が丘一丁目、二丁目、新井一丁目、三丁目、四丁目、五丁目及び沼袋一丁目ということで、全体としましては上高田小学校と新井小学校の現在の通学区域がそのまま新校の通学区域になるというものでございます。

資料 2 をご覧ください。本日の議案の内容について 1 番に記載しております。こちらの

内容ですけれども、前回の教育委員会でご協議いただきました内容につきまして、第2次再編計画の内容で変更させていただきたいということで提案させていただくものでございます。

別紙1の資料ですけれども、前回ご協議いただきましたものと同じものを付けております。提案のもう一つの理由としましては、白桜小学校の区域の児童が増えていくということが推計されておりますので、上高田小学校と新井小学校の統合時に上高田小学校の通学区域の一部を白桜小学校に通学区域変更することについては、行わないという内容でございます。

今回、上高田小学校と新井小学校が平成32年度統合を予定しておりまして、それに向けて統合委員会などを立ち上げるということも出てきますので、改めて、実際の児童数を推計したところですので。その内容につきましては、平成32年度に統合する時の推計値の比較ということで、第2次再編計画策定時の推計したものと今回推計したものの比較を出さしてもらいました。

こちらを見ますと、白桜小学校の児童数につきましては、第2次再編計画策定時に推計したものと比べ、約200人の増となる推計の結果が出ました。理由として挙げられるのは、新宿区の学校へ児童が流れたり、この地域の乳幼児の数が予測を超えて増えてきているというのが理由の一つであります。

そこで、別紙1の次のページを見ていただきますと、統合した後、②の資料になりますが、平成28年度の推計ですと白桜小学校は、この後平成34年度には21学級まで増える推計となります。そのため、これらの対応として、直近の推計値により通学区域による児童数を精査したところでございます。

その内容ですけれども、下の④の推計が、統合した時に白桜小学校の方に、上高田小学校の位置を持っていかない推計です。これをしたところ、上高田小学校と新井小学校の統合校は21学級程度、白桜小学校の方は15からその後16、17学級程度になるという推計になっております。こうしたものを参考にしながら、今回、上高田小学校と新井小学校が統合する際に、白桜小学校の通学区域に一部変更する必要はないのではないかという結論に至ったというところでございます。

説明は以上になります。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにご質疑等ございますか。

小林委員

既に協議の中でもいろいろお話が出てきておりますけれども、今回こういった状況で当初から変更になったということで様々なご意見もあろうかと思いますが、施設と児童の数とか、これを適正に保つということは、やはり良い教育環境の中で充実した教育活動を展開していくという大きな狙いがあると思いますので、何とかご理解をいただいてこういう形で進めていくことが大事かと思えます。

ただ、これも前にお話したように兄弟が関わって、当初と変更して別々になってしまうようなこと、特別な事情に関しては学区域の弾力化のそういう制度を使って大いに配慮していくことが大事かと思えますので、その点はぜひ事務局の方でも配慮をお願いしたいなと思えます。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

やはり学校規模の適正化というのは色々な事情がありますけれども、大切かなと考えています。人気がある学校にだけ集中して一つの学校が大きくなっていくということ自体も、学校を取り巻く全ての環境がそれによって左右されることになりますので、それが決してその学校に行ったのと行かないのと、区立という立場を考えると、やはり適正さというのはある程度確保しなければいけないのではないかなという意味では、とても重要に感じております。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにございますか。

ございませんでしたら、質疑は終結いたします。

それでは、第14号議案について、簡易採決の方法により採決を行いたいと思えます。

ただいま上程中の第14号議案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

<協議事項>

田辺教育長

続きまして、協議事項「通学区域の変更及び指定校変更の取扱いについて」を協議いたします。

初めに、事務局から説明をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、ただいまの14号議案につきまして議決していただきましたので、その関連ということで、指定校変更の取扱いが必要になってまいりますので、そちらをご協議いただきたいと思っております。

学校再編に伴いまして、指定校変更の特例ということをして設けておりまして、その内容につきまして、今回通学区域が変更になりますので、併せてこちらの中身も変える必要があるということでございます。

変更する内容ですけれども、資料は別紙2-1、こちらが現行の学校再編に伴います指定校変更の取扱いになっております。この図でBのところの方々に対しまして、新入生の場合と在校生の場合で、②のところそれぞれ距離が近いほうに通っていいですよという形での指定校変更を認めていたものでございます。

今後、Bのところ为上高田小学校の統合校の地域になりますので、それを別紙2-2でご覧いただきたいのですが、新しくこういう形での変更になります。Bのところなくなりましたので、下の方の文言につきましても②のところを削除いたしまして、新入生の場合、在校生の場合もそれぞれ統合する時には周辺校、近いところに通えますという形での再編の特例を設ける、こういった中身に変えていくというものでございます。

先ほどの統合時の通学区域の変更、それからこういった指定校変更の取扱いにつきましては、今日ご協議いただきました後、早急に手続等を進めまして、保護者等へもしっかり周知をしていきたいと考えているところでございます。

簡単ですが、ご説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま事務局から説明がございましたが、先ほど議決していただきました上高田小学校と新井小学校の統合新校の通学区域の変更に伴う指定校の特例の取扱いについて協議をいただきます。各委員からご意見等の発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

この周辺の学校の方が距離が近い場合ということなのですが、その距離というのは厳密な基準があるのですか。

副参事（学校教育担当）

基本的には保護者の方の申し出なのですけれども、実測で図ってみてこちらは5分であった、こちらは3分で行けたとか、そういった申し出によりまして、それが的確であると事務局の方で判断すれば認めるということでございます。

田中委員

一応きちんと申し出があった場合に調べて、認めるということ。

あと、先ほど小林委員がおっしゃった距離だけではない、そういったことはこの文言の中で対応が可能なのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

今、説明いたしましたのは、再編に伴う指定校変更の取扱いでございます。そのほかに教育委員会として指定校変更をするに承認する規定がございまして、それが通学の距離でありますとか、家庭の事情、学校生活への配慮等基準を設けておりまして、その基準に従って指定校変更を別途行っているところでございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

一度決めたことを覆すと、多くのご意見をいただくケースがとて多いので、その辺りは十二分にご理解とご説明をよろしくお願いします。

田辺教育長

承りました。ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、協議の取りまとめを行います。上高田小学校と新井小学校の統合に伴う指定校変更の取扱いについては、事務局がお示ししたとおりとし、事務局での決定の事務手続を行った後、速やかに保護者等の周知を行っていきたいということを指示させていただきます。また、協議の中でいただいたご意見については十分配慮させていただきたいと思っております。

これをもちまして本協議は終了いたします。

ここでお諮りします。本議案の審議及び協議につきましては、会議を非公開の取扱いとしましたが、会議録の調製及び公開の手続が整い次第、会議録の公開を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、そのように公開することに決定しました。事務局はただいまの決定内容に従い、当該会議録の公開手続を行ってください。

以上で本日の会議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午前11時55分閉会